

お知らせ

プレミアム付商品券の休日・年末年始販売

●問い合わせ 役場総合政策課 企画政策係 ☎096(293)3118

プレミアム付商品券の休日販売
 プレミアム付商品券の休日販売を実施します。購入を考えている人はこの機会にぜひご購入ください。

日時 12月15日(日)午前9時～午後5時

場所 町民交流施設 (オークスプラザ)内
 プレミアム付商品券窓口

窓口番号 ☎096(285)7787

対象者 購入引換券を送付しています)
 ○非課税者分
 ●今年度の住民税(均等割)非課税者
 ※申請に基づき購入引換券を送付します。

子育て世帯分
 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主(申請不要)

事前申請が必要な場合があります
 プレミアム付商品券購入対象者のうち非課税者分については事前申請が必要です。まだ申請が済みでない場合は、役場から郵送した申請書にて12月27日(金)までに申請ください。

年末年始での販売について
 平日もプレミアム付商品券の販売を実施しておりますが、年内の販売は12月27日(金)まで、年始の販売は令和2年1月6日(月)からです。

なお、平日の販売時間は午前9時～午後5時です。

休日当番

年末年始休日当番医

●問い合わせ 菊池広域連合消防本部指令センター ☎096(232)9331

医療機関名	電話番号	12/29(日)	12/30(月)	12/31(火)	1/1(水)	1/2(木)	1/3(金)
大津町	さとう医院(内・小・消) 午前8時30分～午後6時 (午後0時30分～2時は昼休み)		○				
	なみかわ小児科(小)		○				
	ふくだ医院(内・耳・ア・泌)	○					
菊陽町	菊陽あきたクリニック(内・消内・呼内・外)		○				
	菊陽台病院(右欄参照)	○整	○整・内	○整	○内	○放	○消外
	菊陽レディースクリニック(産婦)		○	○ (午前9時～正午のみ)			○
	東熊本第二病院(内・外)					○	
菊池市	入佐内科医院(内)						○
	岩根クリニック(胃・外・整)	○					
	川口病院(内・外・整)			○	○	○	○
	菊池都市医師会立病院(内)	○	○	○	○	○	○
	菊池こどもクリニック(小)	○					
	岸病院(右欄参照)	○整	○内・外			○内・外	○内・外
	後藤整形外科医院(整)	○					
西山医院(内・循・小)	○						
合志市	いけざわ子どもクリニック(小)	○					○
	緒方整形外科医院(整・リハ・リウ)	○					
	ちとせ循環器内科(循内・内)		○				
	ナカシマセブクリニック(内)		○				
	平山内科クリニック(内・呼内・ア)	○					
みやの小児科(小)	○						

■年末年始当番医の診療時間は午前9時～午後5時です。
 ■11月15日現在の予定ですので、変更の可能性があります。受診するときは各医療機関にご確認ください。
 ■菊池地域では、菊池都市医師会立病院(菊池市)、川口病院(菊池市)、菊池中央病院(菊池市)、岸病院(菊池市)、熊本再春医療センター(合志市)、熊本リハビリテーション病院(菊陽町)、菊陽台病院(菊陽町)、熊本セントラル病院(大津町)の8病院が救急告示病院(救急指定病院)です。救急の場合には相談ください(病院・医師の状況などにより対応できない場合もあります)。
 ■詳しくはホームページをご覧ください。
 菊池都市医師会ホームページ <http://www.kikuchi-med.or.jp/index.html>

税

税に関する相談・説明会

●問い合わせ 菊池税務署 総務課 ☎096(25)2121

菊池税務署では国税に関する一般的な相談や確定申告に関する相談を受けています。

●税務署での相談は予約を
 (音声案内に従い「2」を選択)
 国税について、面接による相談を希望する場合や、電話などでの回答が困難な相談内容は、事前に予約して菊池税務署にお越しください。予約の際には、名前・住所・相談内容などを伺います。

税金の納付相談や確定申告期に申告書作成会場へお越しただく際には、事前の予約は必要ありません。

●国税に関する一般的な相談
 (音声案内に従い「1」を選択)
 制度や法令などの解釈適用の相談や手続き案内などをご相談ください。

●確定申告に関する相談
 (音声案内に従い「0」を選択)
 令和2年1月16日(木)～3月16日(月)までの間、「確定申告電話相談センター」を開設します。

●軽減税率制度に関する説明会
 (音声案内に従い「2」を選択)
 事業者の皆さんを対象に、区分経理(記帳)から消費税申告書作成まで消費税の軽減税率制度



に関する説明会を開催します。多くの皆さんに関係のある制度ですので、ぜひご参加ください。

軽減対象品目を取り扱う消費税の課税事業者だけでなく、会議費や交際費として飲食料などを購入する事業者や消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、確定申告などに向けた準備が必要です。

●日時・場所
 12月9日(月)
 午後1時30分～4時
 菊陽町商工会 2階会議室
 12月13日(金)
 午後2時～4時
 大津町商工会 2階会議室
 ※駐車場に限りがあります。

【軽減税率制度の相談窓口】
 消費税軽減税率電話相談センター
 ☎0120(205)553

被災支援

平成28年熊本地震被災者支援

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

■一部損壊世帯に対する見舞金または義援金
 ●対象
 居住者用り災証明書の被災程度が一部損壊で、対象となる修理費用に10万円以上を支出した世帯。
 ※一度見舞金または義援金を申請済みの場合、再度申請はできません。

	修理費用	見舞金義援金の額
見舞金	10万円以上 30万円未満	3万円
	30万円以上 100万円未満	修理費の10% (1,000円未満切捨て)
義援金	100万円以上	11万円

●支給額

度「半壊」で平成28年4月15日から平成31年3月31日までの間に被災した住宅を補修するために金融機関から融資を受け、利子が発生している世帯(被災者生活再建支援金の対象世帯、応急・みなし仮設へ入居した世帯、町税の滞納世帯は対象外)。

●助成内容
 ①リバースモーゲージ型融資(高齢者向け返済特例型融資)を受けた場合融資限度額850万円までの融資に対する利子の20年分を一括助成
 ②金融機関などから融資を受けた場合借入額または融資限度額(850万円)のいずれか低い額の利子相当額

●申請期限
 令和2年2月28日(金)

●住宅再建世帯の利子助成
 ●対象
 ・応急仮設住宅の入居世帯、全壊または大規模半壊のり災証明書の交付世帯、半壊のり災証明書の交付世帯で解体した世帯。

●助成内容
 「半壊」世帯の住宅補修利子助成と同じ

●申請期限
 令和2年2月28日(金)